

岩手県知事

達増 拓也 様

要 請 書

平成 23 年 9 月 22 日

岩手県農業会議

会長 佐々木 正勝

大震災からの復旧・復興対策と本県農業の再生等に関する要請について

先の大震災から6ヶ月余が過ぎました。被災地では復旧から復興に向けて懸命な取組が行われているが、未だ復興の工程表や土地利用計画が明確になっていないことなどから、被災者は依然として営農や生活再建の見通しが立たず厳しい状況にある。

一方、本県農業については、全国同様、就労構造が一段とぜい弱化しており、また、農業産出額が減少の一途を辿る中で、農業の再生による持続的な発展を図るためには、県民計画の方向に即し、新たな生産体制の構築など諸施策の重点的な実施が緊要になっている。

さらに、TPPへの参加検討については、11月のAPECを控え重大な局面を迎えるなど農政課題が山積している。

こうした状況下にあって、国においては野田新政権が誕生し、本県においても知事、県議会議員の選挙が行われ、新たなスタートを切ることとなった。

県においては、国の第3次補正予算による大震災の復興対策をはじめ、現下の農業・農政問題などについて国に強く要請するとともに、県の来年度予算の編成に当たっては、大震災からの復興を最優先に、また、本県農業の再生の観点から以下について特段のご配慮をお願いします。

1 大震災からの復旧・復興対策について

国においては、第3次補正予算により、農業については、生産基盤の整備や経営の継続・再建などの復興対策を講ずることとしているが、県が被災地の実情や地域特性を踏まえ、発展的な復興を目指して策定された復興基本計画や復興実施計画に掲げた独自の施策が実現されるよう国に要請すること。

被災農業者が、今一番不安に思っていることは、営農にいつ頃から取り組めるかの先行きが不透明なことである。

県においては、市町村等と連携して農業者等に対し圃場整備の実施方針や時期などを踏まえ、営農再開ができる見通しを早期に提示するとともに、事業導入する場合は、指令前着工などによりできるだけ前倒しの実施に努めること。

また、新たに実施される事業・制度については、その内容等の理解が得られるよう十分周知を図ること。

さらに、原発事故による肉用牛の取引価格の低迷等で大家畜経営が厳しい状況にあるので、東電による迅速で万全な補償が行われるよう強く申し入れるとともに、農産物の安全・安心情報の消費者への適切な提供による風評被害の防止と消費拡大対策を講ずること。

2 TPPへの参加反対について

国のTPP交渉への参加検討については、当初、6月を目途に結論を出すとしていたが、東日本大震災により先送りになっていた。こうした中で、野田新政権が誕生後、再び経済界やマスコミ等が早期参加を主張しており、政府のTPPへの対応が焦点になっている。

このTPPについては、① 東日本大震災の復旧・復興に逆行すること、② 日本農業再生と両立しないこと、③ 情報開示と国民的議論がなされていないこと等から、断固反対しなければならない。

今後、11月のAPEC会合を目前に控え、重大な局面にあるので、我が国においては、TPP交渉へ参加しないことを、毅然として表明されるよう国に対して強く要請すること。

3 農業者戸別所得補償制度の見直し検討について

本年度から本格実施された農業者戸別所得補償制度については、いわゆる3党合意により「平成24年度以降の制度のあり方について政策検証を行い、必要な見直しを検討する」とされている。

我が国農政においては、これまで幾度となく政策転換が行われ、農業者は常に将来に展望を持たない状況におかれてきたことから、政策の安定実施を強く望んでいる。

こうしたことを考慮し、制度の見直し検討に当たっては、担い手の確保・育成や地域の実情を活かした産地形成の観点から充実強化が図られる必要があるが、農業者の意向を踏まえ、継続的に実施されるよう法制化に向けて国に対して強く要請すること。

4 県の来年度の農業関係予算編成について

本県農業は、就労構造のぜい弱化や農業産出額の減少などの課題が山積しており、農業の再生が緊要となっている。

県の来年度の農業関係予算編成に当たっては、大震災からの復興を最優先に措置するとともに、大震災以前から多くの問題が顕在化している本県農業の再生についても、車の両輪として、新規就農の促進、担い手の確保・育成や所得形成力の高い産地の形成等のほか、当農業会議が実施している以下について支援対策を講ずること。

(1) 集落営農組織の確保・育成について

本県の農業就労構造は、全国と同様にぜい弱化の一途を辿っている（2010年世界農林業センサス）。こうした中で、農業の再生と持続的発展を図るためには、新規就農対策とあわせて地域農業の中心となって活躍する担い手の確保・育成が喫緊な課題であり、特に担い手については、個別経営体と、組織経営体としての集落営農組織の両面から育成強化を図る必要がある。

このうち集落営農組織については、国の施策と相まって急速に増加しているが、設立して間もないこともあり、経営的には早急に活動内容の向上が図られるべきものが多い。

このような状況下にあって、県においては、これら集落営農組織経営の熟

度を高め、レベルアップを図るため、22年度から当農業会議に事業委託するなどして、それらを対象に指導・支援しているが、十分な成果を確保するまでの当分の間は、引き続き同様の対策を実施されるよう、特段のご配慮をお願いする。

(2) 耕作放棄地の再生・活用について

我が国の食料自給率の向上を図るためには、農地の確保と有効利用が重要な課題であることから、農業委員会系統組織においては、耕作放棄地の解消に向けて従来から農地パトロールなどの活動に取り組んでいる。

県においても平成21年9月に岩手県農地再生・活用対策本部と地方支部を設置し、いわての農地緊急再生運動を展開している。

また、当農業会議は、岩手県農業再生協議会（旧岩手県担い手育成総合支援協議会）の事務局として、さらに、県からの委託事業により農地再生コーディネーターを配置するなどして、耕作放棄地の再生・活用を促進しているところである。

こうした中で、先の農地法等の改正により農地規制の強化を図る一方、耕作放棄地の解消により優良農地の確保を図ることとされ、また、先般の耕作放棄地全体調査要領の改正により、そのための調査の実施及び活動計画の作成については関係機関・団体が一体となって取り組むこととされた。

これらの経緯を踏まえ、今後さらに効果的な活動を一層推進する必要があるが、何にも増して重要なことは、関係者が共通認識にたつて、また、役割分担しながら連携協力関係をさらに強化するとともに、全体をコーディネートする体制を構築し、地域の実情に精通する者による調整活動が不可欠であるので、引き続き、農業会議への農地再生コーディネーターの配置について、特段のご配慮をお願いする。

(3) 農地制度の啓発・普及について

農業委員会系統組織は、農地制度の適正な運用を最大の任務として鋭意取り組んでいるところであるが、その一層の推進を図る必要から「農業委員会の適正な事務実施について」（農林水産省経営局長通知：平成21年1月23日付）が通知され、また、優良農地の確保と有効利用を促進するため、農地

法等4法が改正され平成21年12月に施行された。

当農業会議においては、このことに適切に対応する必要から、農地業務の体制を整備するとともに、農地相談センターを設置し、農業委員会等に対する支援に努めているところである。

こうした取り組みによって、農業委員会業務は相応の改善が図られているが、今後はその質的な面からの向上が必要である。

さらに、本年3月に発生した大震災により被災地農業委員会は業務の推進に大きな支障をきたしている。

かかる状況下にあって、系統組織が与えられた責務と役割を果たすことが出来るよう、当会として引き続き農地相談センターのもとで積極的に取り組んで参る考えであるので、農業委員会等交付金などの確保をはじめとする支援・指導について特段のご配慮をお願いする。